

説明会で出た主な質疑応答

ごみ集積所の管理について**No. 1**

「ごみ集積所の管理」は、誰が行うのですか。

令和6年度までと同様に「ごみ集積所の管理」は、それぞれの「ごみ集積所を利用する皆様」で行ってください。自治会の加入の有無等にかかわらず、ご自身で利用される「ごみ集積所」の管理には、積極的にご参加ください。

(※集合住宅等、業として営まれる物件に設置された「ごみ集積所」については、その物件を管理する管理会社等にも管理責任が発生します)

ごみ集積所の管理について**No. 2**

令和7年4月1日から、衛生指導員制度が廃止になることで、違反ごみの通報をする方がいなくなりますが、どのようにすればよいですか。

「ごみ集積所」に残された違反ごみの通報については、衛生指導員以外の方からもお受けしております。お手数をおかけいたしますが、これまでどおりお気づきの方よりご通報いただきますようお願いいたします。

(※集合住宅用のごみ集積所については、まずは、管理会社等にご相談ください)。

また、衛生指導員制度では資源物置場の管理をお願いしておりますが、「ごみ集積所」については、「ごみ集積所を利用する皆様」の管理となります。是非、これを機会に、ご自身の利用されている「ごみ集積所」との関わり方を、ご検討等いただければ幸いです。

ごみ集積所の管理について**No. 3**

外国籍の住民が違反ごみを排出していきます。日本語で書かれたルールが難しいのだと思います。対策はどのようにすればよいでしょうか。

個別に対応が必要な案件かと思います。状況等を確認させていただき、環境課としても、ご自身で正しくごみを出せるように、お手伝いをしていきたいと考えます。外国語に翻訳したチラシなどはないかとお問い合わせいただくこともありますが、それぞれが異なる母国語をお持ちであることから、お持ちのスマホ等の翻訳機能を活用できるように、可能な限り平易な日本語で書いた文章やイラスト・写真を使用した資料を作成することで対応をしていきたいと考えます。

ごみ集積所の管理について**No. 4**

「ごみ集積所」を管理するための消耗品等について。「ごみ集積所」に設置するカラス除け用のネット等は、町で支給等はしていますか。

「ごみ集積所」で使用する消耗品等は、場所によって事情も異なることから、町での支給等は行っておりません。「ごみ集積所」ごとに必要となる消耗品等の負担については、利用者の皆様でご相談ください。

また、カラス除けネットや看板（町が提供したものを含む）等を設置する場合は、強風等で飛ばされることのないように、固定する等の対策をお願いいたします。万が一に、事故等があった場合には、町としては責任を負いかねます。利用される皆様の責任でご対応いただくことになりますので、ご注意ください。

ごみ集積所の管理について

No. 5

収集方法が変わることによって収集に来る時間も変わるのでですか。

現在も実際に収集に伺う時間は必ずこの時間と決まっているわけではありません。町としては、ごみは、「回収する日の朝8時まで」に「ごみ集積所」に出していただくようにお願いをしています。また、今回の変更に伴い収集ルートも変更となる場合があるため、収集に伺う時間が令和6年度までとは違う場合もございますのでご承知おきください。

ごみ集積所の管理について

No. 6

「ごみ集積所」に資源物も出すようになるとのことですが、私たちの「ごみ集積所」は狭く、資源物を出せるのか不安です。

令和3年度と令和4年度にそれぞれ田端、大曲、宮山のマンション等で試験運用を行いましたが、その際はスペースに問題はございませんでした。びんの日ならびんの日、かんの日ならかんの日と、品目ごとに出す日が異なる上、複数の置場に分散することから、そのような結果となったと考えております。そのため、問題は発生しにくいと考えていますが、場所によっては、課題が出てくる可能性がございますので、その際には、移動や分割等、環境課にご相談ください。

指定袋について

No. 7

新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」は、いつから、どこで販売されるのですか。

新しく導入いたします「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」は、令和7年2月以降に、現行のごみ袋等をお取り扱いいただいております町内の商店等で、販売いただくことを予定しております。これまでどおり、町で販売等はいたしません。

指定袋について

No. 8

新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」は、令和7年2月以降に販売されるということですが、この袋を令和7年4月1日よりも前に使用することは出来るのですか。

新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」を、令和7年4月1日よりも前に使用していただいて也可能で、回収をいたします。

指定袋について

No. 9

これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」の使用期限は「令和7年5月末日まで」とのことですが、この日を過ぎて、これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」を使って出された「可燃ごみ」はどうなるのですか。

赤い違反ごみシールを貼付して「ごみ集積所」に残していきます（※令和7年6月以降は、これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」を使って「可燃ごみ」を出すことはできません。）。

そのため、これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」が期限を過ぎて、お手元に残る場合には、「中身の見える透明な袋」を使ってお出しitただくようにご案内している「資源物（衣類布類、びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類、スプレーかん）」を出す際にご活用ください。

★水銀式体温（血圧）計は購入時の箱や新聞紙で包むなどしてください。

指定袋について

No. 10

これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」の使用期限は令和7年5月末日まで」とあります。使い切れず残った指定袋を町や販売店が買い取りをしてもらったりするのですか。

町や販売店において、お手元に残ったこれまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」の買い取りや新しい袋との交換は行いません。そのため、使用期限までに使い切れる程度の数量をお買い求めください。買い溜めはお控えくださいようお願いいたします。

指定袋について

No. 11

資源物の「かん」や「ペットボトル」などを出すとき、量が少量であれば袋に入れずにそのまま出していいのですか。

袋に入れるようにお願いしているごみ・資源物が、袋に入れずそのまま出された場合は、少量であっても回収いたしませんので、必ず袋に入れて出してください。

指定袋について

No. 12

「中身が見える透明な袋」とは、色はどこまで透明と言えるのですか。

あくまでも「一目で中身の判別が出来ること」を「透明」としております。現在の可燃ごみ指定袋程度の透明度であれば問題はございません。レジ袋でも中身が見えない濃い乳白色は「透明ではない」判断となります。

収集方法変更について

No. 13

戸別収集に変更しないのですか。資源物置場の廃止、ごみ集積所への統合などを周知させる手間を考えればその方が良い気がします。

他の自治体の戸別収集の事例では、全ての区分を戸別収集とせず、ごみ集積所での収集方式（ステーション方式）との併用になることが殆どであり、寒川町で導入する場合でも、ごみ集積所での収集方式（ステーション方式）は存続すると考えています。

また、戸別収集の実施に伴う経費増、作業を担う人材の確保等の課題も多いことから、ごみ集積所での収集方式（ステーション方式）のみでの変更といたしましたので、当面の間、町として戸別収集を行う考えはございません。

収集方法変更について

No. 14

町ホームページの充実について。ごみサク（インターネット上に掲載されたごみの分別表・50音順）を使用しても、現時点では分別方法がわからず、調べても出てこないものが多いです。もつと充実させるようにして欲しい。

分別表等につきまして、ごみサクに反映されていないものがあり大変申し訳ありません。今回の変更に合わせて、分別表の品目の充実等を行っていきますのでよろしくお願いいたします。



住民説明会（町民センター）



自治会説明会（南部公民館）